

第3回世羅町議会臨時会会議録

令和4年10月31日

第1日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和4年 第3回世羅町議会臨時会 (第1号)

令和4年10月31日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- | | | |
|-----|-------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | 報告第6号 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| 第 4 | 承認第4号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第 5 | | 総務文教常任委員会報告 |
| 第 6 | 発議第4号 | 世羅町議会委員会条例の一部を改正する条例
常任委員会委員の選任について
議会運営委員会委員の選任について
議員派遣について |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 高橋公時	2番 上羽場幸男
3番 上本剛	4番 矢山武
5番 向谷伸二	6番 田原賢司
7番 藤井照憲	8番 松尾陽子
9番 徳光義昭	10番 久保正道
11番 山田睦浩	12番 米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

10番 久保正道 11番 山田睦浩

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(5名)

町長 奥田正和	副町長 金廣隆徳
財政課長 矢崎克生	福祉課長 小林英美
建設課長 福本宏道	

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長 黒木康範	書記 追林威宏
囑託書記 貞光有子	

開 会 10時00分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） 現在、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の取り組みを行っております。世羅町議会においても感染予防のため、議場でのマスクの着用を認めています。発言時にもマスクの着用をお願いします。

議場の常時換気を行うとともに換気の為の休憩をとります。また、座席間の距離を確保できないため、座席間に仕切り板を設置しておりますので、ご了承願います。

また、10月31日まで庁舎内クールビスにより、軽装による勤務を行っております。議場内においても、それを適用いたします。皆様のご理解をお願いいたします。

開会に先立ち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） おはようございます。令和4年第3回世羅町議会臨時会にあたりましてご挨拶申し上げます。

いよいよ明日より11月を迎えるわけでございます。秋も深まる中で今高野山の紅葉もだんだんと色づいてきました。朝夕も気温が下がりまして体調管理などにも十分ご留意いただきたいと思います。それぞれ各地域におきまして、行事も行われていくようになってございまして、感染予防対策をとりながら、賑わいと交流を進めていただいております。

特に今高野山開基1200年記念事業として冠を掲げられ、多くの団体が催しを行っていただいております。11月初旬に世羅町内で花火があるというふうなこともお聞きしているところでございます。また世羅高校、中国実業団等の駅伝も開催。そして20日には記念事業といたしまして、近隣市町はもとより、高野町並びにかつらぎ町の町長もお越しいただけるようになっておるところでございます。また国や県への要望活動も続いてまいります。世羅の将来のため、議員各位にも共にご尽力をお願いしたいと思うところでございます。

本日の臨時会におきましては報告1件、承認1件でございます。慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（米重典子） 以上で町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより 「令和4年 第3回世羅町議会 臨時会」を「開会」します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

10月11日から10月13日及び10月19日から10月21日に開催の「令和4年度市町村議会議員研修」に、お手元に配付のとおり、それぞれ議員派遣しましたので報告しておきます。

本臨時会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、10番 久保 正道議員、 11番 山田 陸浩議員 を指名いたします。

日程第2 会期の決定 を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日「1日間」にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「1日間」と決定しました。

日程第3 報告第6号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 議案 1 ページをお開きください。

報告第 6 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 10 月 31 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

次ページをお開きください。

1 専決処分の内容

町の管理する道路での事故による損害について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定したものでございます。

和解の相手方	所有者
住 所	世羅町
氏 名	世羅町在住 個人

事故の概要

- (1) 事故発生年月日 令和 4 年 8 月 12 日午後 5 時 00 分頃
- (2) 事故の発生場所 世羅町大字宇津戸 町道箱流田線
- (3) 事 故 の 状 況 上記日時、町道箱流田線を自動車で走行中、舗装が劣化し穴が開いていたため、タイヤとホイールが破損したものでございます。

損害賠償の額 53,592 円 でございます。

2 専決処分年月日

令和 4 年 10 月 3 日 でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（米重典子） 議会の委任による専決処分に対する報告については、これを以ってご了承願います。

以上で、報告第6号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についての報告を終わります。

日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案3ページをお開きください。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求める。

令和4年10月31日 提出

世羅町長 奥田正和

次ページをお開きください。

専決処分第5号

専決処分書

令和4年度世羅町一般会計補正予算（第6号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次ページのとおり専決処分したものでございます。

1 専決処分の内容

令和4年度世羅町一般会計予算について、歳入歳出それぞれ107,380千円

を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,152,774 千円としたものでございます。

歳入は、国庫支出金 107,380 千円を増額し、歳出は、民生費 107,380 千円を増額したものでございます。

令和 4 年 9 月 20 日に閣議決定された住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について、早期に支給する必要がある、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分することとしたものでございます。

2 専決処分年月日

令和 4 年 10 月 3 日

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 4 番。住民税非課税世帯に対して 5 万円をとということですが、全協の中でもお尋ねしたんですが、今回は物価高ですが、コロナの影響も引き続き心配される状況の中で、物価高騰が引き続き大きな課題であるという状況の中で、町としては国の補正予算等を見て対応を考えるというような考えのようにありましたが、できるだけここでも速やかなということを繰り返し言われて、10 月 5 日に専決をされたということですが、これで物価高騰に対する低所得者への対応が終わるということでは私はないんじゃないかというように思うんですが。この 1 世帯あたり 5 万円ということ、十分というか、どういうんですか、低所得者に対する対応はできたという認識をされるんか。国の予算に伴ってですね、自治体としてもどうあるべきかということを考える必要があるんじゃないかというように思いますが、これらについてお尋ねします。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。今回の専決処分につきましては、非課税世帯に対する物価高騰に対する支援給付金ということでございます。議員ご指摘のとおり、これで十分なのかということではございますけども、次の施策としてですね、国の動向等を見ながらですね、また他の市町の状況も踏まえてですね、今後考えていきたいというふうに思っております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 答弁はいただいたんですが、今回財源が全額国の予算で合わせて1億ちょっとですか、ということですが、その電力に対して20%ですか。ちょっと正確に覚えてないですが、支援をするとか、1月からですかね。いろんな対策が報道されているところではあるんですが、広島県、よその県も似たり寄ったりかもわかりませんが、新規感染者もなかなか完全に収束するということではなしに、今後更に増えていくのではないかという心配も、1,000人を超えるという状況にあるわけですから、できるだけ、最初の質問でもお尋ねしたように、国の考え方に沿って対応するというのはわかりますが、やはりいろんな対策、限られた予算の中で執行するわけですが、できるだけ早い対応、これが求められるというように思うわけですが、こうしたことなしに、国の予算ですから、財政的には自治体の負担はないと言ってもですね、住民の状況を考えたらですね、もうちょっと何が可能か、何が必要かということを考える必要があるというように思うんですが、これらについてお尋ねします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは私よりお答えをいたします。議員ご指摘によりますように、今回のお示ししたものにつきましては国の施策による町からの対応。国からの10分の10の財源を持って対応するものでもございます。速やかな対応ということで専決によります予算措置によりまして、現在進めさせていただいておるところでございます。引き続き、ご指摘いただきますようにコロナ第8波への懸念もありますし、国で年明け以降からの電力、また燃油高騰に対しての対応ということも現在、予定をされておりますが、これまでの間の痛手、また影響をしっかりと検証する必要もあり、それに応じた対策も必要に

なってくるだろうと現在、懸念をしておるところでもございます。

国からの手当、10分の10に関わりませず、場合によりましては町の財源の出動ということもしっかりと考えていかななくてはならない。そのようにも認識をしております。現在、はっきりした施策等が国から示されておりませんが、情報を県経由によりましてもしっかりと把握し、今後の対策対応につなげてまいりたいと思います。現在は速やかな対応を行う事業として今回、ご承認をいただきたいと思うものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

ここで説明員退席のため、暫時休憩といたします。

暫時休憩 10時20分

再開 10時21分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第5 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員会の報告を求めます。

○総務文教常任委員（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 松尾陽子委員。

○総務文教常任委員（松尾陽子） 総務文教常任委員会行政視察調査報告を行います。

令和4年10月31日

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会
委員 松尾 陽子

総務文教常任委員会行政視察調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【閉会中の行政視察調査】

- 1 視察日時 令和4年10月20日（木）～10月21日（金）
- 2 視察場所 （1）高知県梶原町
（2）高知県四万十町
- 3 出席委員 松尾陽子、上本 剛、田原賢司、山田睦浩、（米重典子議長）
欠席委員 矢山 武、向谷伸二
- 4 視察項目 （1）梶原町の移住定住などの人口対策、自治活動の取組について

（2）四万十町の移住定住などの人口対策について

5 調査内容及び結果

- （1）高知県梶原町 10月20日（木）13時30分～

梶原町は、高知県の西北部、愛媛県との県境に位置し、雄大なカルスト高原を有する四国山地の山間地帯に属し、四万十川の溪谷と急峻な山々に囲まれた町。

面積は、236.45 km²（そのうち91%が森林）で、人口は、3,259人、高齢化率47.34%。

梶原町は、明治の大合併により、6つの村が合併。村を区として残し、

それぞれの文化や特性を引き継いできた。56 の集落が存在し、その集落を包括する組織として区という自治組織がある。集落と集落を有機的に結びつけるなど、住民を代表する組織として重要な役割を担っている。その代表に区長をおき、自主防災組織の活動や健康づくりといった活動をしている。町内には、役場のある総合庁舎、雲の上の図書館をはじめとする隈研吾氏が設計した建築物（6施設）が存在する。これは、高知県下では唯一の木造りの芝居小屋であるゆすはら座の保存活動を、知人から依頼され、協力したことを契機に梶原町との交流が始まったことによる。

ア 移住・定住の取組について

(ア) 空き家活用促進事業（平成 25 年～）

地域にある空き家を資源として活用し、移住定住者の受皿づくりを進め、地域活性化・集落の維持に繋げる。

空き家を所有者から町が借り上げ、台所、浴室（ユニットバス）、トイレ（水洗）、水回りを中心に改修整備し、移住定住者等に提供する。所有者と町が賃貸契約を結ぶ。借り上げ期間は当初 10 年としていたが、平成 28 年から 12 年に変更、契約期間満了後は、空き家所有者に返還する。（その後は個人で貸すことができる。）

借り上げ期間中の固定資産税は免除、修繕費、火災保険料は、町が負担する。

<改修費用>

国庫補助金 1/2、県補助金 1/4（限度額 930 万円）、町負担 1/4

改修費用限度額 630 万円でスタートしたが、平成 28 年から 770 万円に、令和 4 年から 9,255,000 円に改定している。家賃収入は、町に入る所以町の負担はゼロになる。

<利用料>

空き家活用 移住者支援住宅 月額 15,000 円（1 年ごとに契約）
（令和 4 年から 18,000 円に改定）

お試し滞在住宅 月額 10,000 円（最長 6 か月）

公共施設活用（旧越知面幼稚園）シェアハウス（お試し）月額 10,000

円

(イ) 移住定住住宅の整備

平成 27 年に移住定住促進住宅を 1 棟 6 戸整備、また、町で働くことを入居条件とした移住定住雇用促進住宅を平成 27 年から 29 年までに、6 棟 24 戸を整備。

(ウ) 持家住宅への支援（町独自の施策）

- ・町産材利用促進事業 200 万円（上限）
- ・若者定住住宅整備事業（若者の新築） 100 万円（上限）
（若者の増改築）100 万円（上限）町が 1/2 を補助
- ・がけ崩れ住家防災対策事業 高さ 5 m 未満 500 万円（上限）90% 補助
- ・浄化槽設置整備事業 個人負担 10 万円で、残りは町が負担
- ・エネルギー施設導入事業
- ・木造住宅耐震設計・改修事業 150 万円（上限）90% 補助
- ・飲料水確保対策事業 150 万円（上限）87% 補助

(エ) 移住定住者の支援体制

平成 26 年から移住定住コーディネーターを配置して、移住定住を希望されている方、既に移住されている方の様々な不安の解消に向けてより沿って相談活動を行われており、きめ細かいフォローアップがある。

(オ) 移住者の状況

空き家の移住者支援住宅 44 戸に 107 人、空き家紹介住宅 11 戸に 19 人、移住定住促進住宅 6 戸に 9 人、移住定住雇用促進住宅 23 戸に 24 人、町営住宅 9 戸に 26 人、持家住宅（新築・購入）8 戸に 25 人、合計 207 人が移住している。そのうち、1/4 が子育て世帯で、18 歳未満の子どもが 59 人である。

(カ) 全国で PR 活動

梶原を知ってもらうための移住定住相談やアンケート調査を東京や大阪、兵庫県西宮市、高知市のひろめ市場などで「くらそう梶原でフェ

ア」を開催。

イ 自治活動の取組について

(ア) 集落活動センター

旧小学校や集会所等を拠点に地域外の人材を活用しながら、近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動を、それぞれの地域の課題やニーズに応じて、地域ぐるみで取り組んでいる。

集落活動センターは区を基本に設置されている。全ての集落活動センターが将来像を描いて、活動している。

【取組事例】

- ・地域からガソリンスタンドが消える。地域住民の出資により、株式会社まつばらを設立し、地下タンクの補修・設備の更新等を行い、給油所を引き継いで運営を開始。
- ・人口が1番少ない地区はつせでは、韓国との交流をいかして韓国風レストランを経営して、地域の活力を生み出している。(令和3年度の売上11,968,000円)

(イ) 集落活動センターゆすはら

集落活動センターのネットワークとして発足した。互いに足りないところを補い協働作業により、更なる取組へと発展させている。

(ウ) 集落活動センターへの支援

財政支援として、集落活動センター推進事業交付金として200万円/年を、人材支援として、梶原応援隊(集落活動サポーター)、集落支援員を配置。

(2) 高知県四万十町 10月21日(金) 9時30分～

四万十町は、平成18年3月20日に、窪川町・大正町・十和村の2町1村が合併して高岡郡「四万十町」となった。東から西に流れる四万十川の中流域にあり、東南部は、土佐湾に面している。総面積642.28km²(高知県最大面積)林野面積も高知県最大。

人口は、15,884人(令和4年8月末)で、高齢化率44.9%(令和2年)

である。

ア 移住・定住の取組について

(ア) 四万十町の魅力発信

Facebook、Instagram、YouTube の公式チャンネルを持っていて、毎日更新して、四万十町の魅力を発信している。Facebook 1,902 フォロワー、Instagram 7,396 フォロワー、YouTube チャンネル登録者数 849 である。

(イ) 空き家調査・空き家情報の発信

平成 27 年に全町的に空き家調査を実施した。(非木造、共同住宅を除く 7,397 棟) そのうち空き家住宅は 1,003 棟で、活用可能な住宅は 812 棟。活用可能かどうかの判定を 1 級建築士が行う。(外観による調査)、令和 4 年ランクづけのための全戸調査(現地調査)を実施。町内の不動産業者と連携して、不動産業者の把握する物件情報を提供する。10 年間で、227 軒が登録。

(ウ) お試し滞在施設

お試し滞在施設として、お試し滞在住宅(移住お試し用滞在施設)と滞在型市民農園(農業体験型滞在施設)を整備。短中期的に町を体験してもらうことで、町の魅力を感じてもらうとともに、不安を解消し、移住のきっかけに繋げていく。お試し滞在住宅は、旧職員住宅を改修して、5 棟を整備。家賃月額 10,000 円～20,000 円で 1～6 か月滞在でき、家具、電化製品、食器、寝具等も完備されている。滞在型市民農園(クラインガルテンしまんと)は、当初別荘としてスタートしたが、現在テレワーク(単身者)、移住希望者のための施設として、運営されている。利用料は、年額 297,000 円と 440,000 円で最長 3 年の期限つき。管理を担当している人も移住者であり、移住者が移住者を呼び込むこともあるようだ。

(エ) 移住・定住住宅

移住・定住のために、移住支援住宅と中間管理住宅を整備。移住支援住宅(7 戸)は、移住希望者を限定に、元高知県職員住宅を改修して、入居期間 2 年間で提供。

中間管理住宅（36戸）は、空き家所有者から町が12年間の賃貸契約を結んで改修後、移住・定住希望者に、家賃月額17,000円～38,000円、入居期間2年（更新可能）改修費用は、国が1/2（空き家対策支援事業補助金）、県1/4（空き家活用事業補助金）町1/4（過疎債、一般財源：75%のうち70%は交付税措置）移住定住のために各種補助制度を整備している。

- <移住促進> ・移住促進家賃支援事業 ・空き家活用（改修）補助金
- <定住促進> ・若者定住支援事業 ・家族支え合い支援事業補助金
- <その他> ・町産材活用利用促進事業補助金
- ・浄化槽設置整備事業補助金
- ・就農支援補助金

（オ）四万十町東京オフィス（平成30年～令和2年）

首都圏と四万十町を結ぶパイプ役というべき東京オフィスを、株式会社ぱど（広告代理店）と連携して開設。首都圏での移住ニーズの把握、及び関連施設との情報共有、四万十町Uターン促進のために関係者同士の連絡補助などを行っている。Uターン支援により、Uターン者が2割から4割に倍増した。

（カ）地域おこし協力隊

少子高齢化・コミュニティの維持が困難・地域資源の有効活用という課題に対して 地域おこし協力隊を導入することで隊員の定住により人口の増加・地域のリーダーとなる人材の確保・地域資源の活用方法の提案などが見込まれる。

地域おこし協力隊の活動内容は、地域づくりとして、イベントの企画・実行、地域団体の事務局・会議の運営など。観光・農業・商業振興として、イベントの企画・実行、SNS・ホームページを使っての情報発信、コミュニティスペースの開設など。また、伝統技術の継承として、村の鍛冶屋さんの技術継承、炭焼き職人見習いなど。多岐にわたる。

地域おこし協力隊の活動は、週3日であとは、定住に向けての準備（自分のやりたい仕事を見つけるなど）。その結果、企業に就職した協力隊員

17名、就農した協力隊員1名、起業した協力隊員8名（移動販売、鍛冶屋開業、ゲストハウス開業2名、移動動物園開業、家業継承ほか）その他1名となっている。

応募総数196名（全国有数の応募者数）で、採用者数71名。定住した協力隊員45名、協力隊員の家族40名、合計85名の人口増となった。地域の祭りやイベントに参加してもらうことで、地域が元気になった。協力隊のホームページや協力隊Facebookの運用により、四万十町の認知度をアップ、魅力を発信している。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

日程第6 発議第4号 世羅町議会委員会条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○9番（徳光義昭） 議長。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 発議第4号

世羅町議会委員会条例の一部を改正する条例

標記議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び世羅町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年10月31日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者	世羅町議会議員	徳光	義昭
賛成者	同上	高橋	公時

賛成者	同 上	上本 剛
賛成者	同 上	向谷 伸二
賛成者	同 上	藤井 照憲

(提案理由)

議会広報広聴常任委員会を設置することに伴い、世羅町議会委員会条例を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

世羅町委員会条例の一部を改正する条例

世羅町議会委員会条例（平成16年世羅町条例第150号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 議会広報広聴常任委員会 6人

議会広報の発行及び広聴に関する事務

附 則

この条例は、令和4年11月6日から施行するものでございます。

次ページに新旧対照表、改正前、改正後の条例を表記してありますが、ご一読の程お願いいたします。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ほかに質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、発議第4号 世羅町議会委員会条例の一部を改正する条例 は
原案のとおり可決されました。

日程第7 常任委員会委員の選任について を議題といたします。

任期満了に伴う常任委員会委員の選任について、お諮りします。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に
配布の名簿のとおり、

総務文教常任委員に、

1番 高橋公時議員 4番 矢山 武議員 6番 田原賢司議員
7番 藤井照憲議員 8番 松尾陽子議員 12番 米重典子議員 を

産業建設常任委員に、

2番 上羽場幸男議員 3番 上本 剛議員 5番 向谷伸二議員
9番 徳光義昭議員 10番 久保正道議員 11番 山田睦浩議員 を

議会広報広聴常任委員に、

3番 上本 剛議員 5番 向谷伸二議員 6番 田原賢司議員
7番 藤井照憲議員 8番 松尾陽子議員 11番 山田睦浩議員 を

それぞれ指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布いたしました名簿のとおり、常任委員会委員に選
任することに決定しました。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会条例第8条第2項の規定によ
り「正・副委員長の互選」 をお願いいたします。

ここで、暫時休憩します。

暫時休憩 10時48分

再開 10時49分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開します。

ただいま、総務文教常任委員会から、

委員長に 高橋公時 委員が

副委員長に 松尾陽子 委員が

産業建設常任委員会から、

委員長に 上羽場幸男委員が

副委員長に 上本 剛 委員が

議会広報広聴常任委員会から、

委員長に 藤井照憲 委員が

副委員長に 松尾陽子 委員が

それぞれ互選された旨の報告がありましたので、ご報告しておきます。

日程第 8 議会運営委員会委員の選任について を議題とします。

任期満了に伴う議会運営委員会委員の選任について、お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり、

1 番 高橋公時議員 2 番 上羽場幸男議員 3 番 上本 剛議員

5 番 向谷伸二議員 7 番 藤井照憲議員 8 番 松尾陽子議員

を指名したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布いたしました名簿のとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

なお、議会運営委員会におかれましては、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により「正・副委員長の互選」をお願いいたします。

ここで、暫時休憩します。

暫時休憩 10時50分

再 開 10時51分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて、会議を再開します。

ただいま、議会運営委員会から、

委員長に 藤井照憲 委員が

副委員長に 向谷伸二 委員が

互選された旨の報告がありましたので、ご報告しておきます。

日程第7 議員派遣について を議題といたします。

本件については、会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今、議員派遣について可決されましたが、本件に関し、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、本件、議員派遣に関する変更等の決定については、議長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その他条項、字句、数字、その他 整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定されました。

以上で、本臨時会に付された事件は、すべて終了いたしました。

これをもって、令和4年第3回世羅町議会臨時会を「閉会」いたします。

(起立・礼)

閉 会 10時55分